

## 令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項及び第22条第1項規定より、令和元年度決算に基づき算定した健全化判断比率及び資金不足比率を次のとおり公表する。

### 1. 健全化判断比率

(単位：%)

	大 宜 味 村	早期健全化基準 (イエローカード)	財政再生基準 (レッドカード)
実 質 赤 字 比 率	—	15.0	20.0
連 結 実 質 赤 字 比 率	—	20.0	30.0
実 質 公 債 費 比 率	8.3	25.0	35.0
将 来 負 担 比 率	—	350.0	

備考 健全化判断比率のそれぞれの欄において「—」と表記されている場合は、赤字額がないこと、又は比率が算定されないことを表す。

### 2. 資金不足比率

会 計 区 分	資金不足比率	経営健全化基準
大宜味村簡易水道事業特別会計	—	20.0
大宜味村公共下水道事業特別会計	—	
大宜味村工業用水道事業会計	—	

備考 各会計の資金不足比率の欄において「—」と表記されている場合は、資金不足がないことを表す。